

第11-3 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場における制限の緩和

国土交通省

新設(第87条の3)

概要

○既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場における制限の緩和  
 既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場(例:災害時に既存の事務所を一時的に学校に用途変更する場合等)について、仮設建築物を建築する場合(第85条第1項、第2項及び第5項)と同様に、法の全部又は一部の適用除外を認めることとする。

現行規定

第85条第1項

- ①次のいずれかに該当する応急仮設建築物等
- ・国、地方公共団体、日赤が災害救助のために建築
  - ・被災者が自ら使用するために建築(延べ面積30㎡以内)

法の全部の規定を適用除外

第85条第2項

- ②公益上必要な用途に供する応急仮設建築物等

法の一部の規定を適用除外

第85条第5項

- ③仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物

法の一部の規定を適用除外

第85条第3項

3か月+2年=2年3か月が存続期間の上限

1年が存続期間の上限

※建築物の施工期間中の仮設店舗等は、特定行政庁が施工上必要と認める期間

仮設  
特別興行場  
(国営団体の  
会場等々)

法の一部の  
規定を除外

特定行政庁が  
必要と認める  
期間

いずれもこれらの建築物を「建築」(新築・増築・改築・移転)する場に限定。  
 このため、既存建築物を一時的に活用してこれらの建築物とする場には、新用途の基準を適用。

改正案

既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場についても、新たに建築する場合(第85条)と同様に法の全部又は一部を適用除外とする制度を創設する。